英國の印度經營概要

國政研究會

昭和十三年四日

群馬県立図書館
中島文庫

6480

注 意 事 項

○資料は大切に扱いましょう。
○資料は転貸借はお断りします。
○15日間の期限に必ず返して下さい。
○資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館
前橋市日吉町一丁目14-8
電話（0272）㉛3008番

英國の印度經營概要

昭和十三年四月十五日

國政研究會

序

本稿は主として *The Indian Year Book*（一九三七―八年）及 *The Statesman's Year Book*（一九三六年）に據つたものである。詳細なるは別に記述することゝし、報告の爲め假りに纏めたるものにて不備なる点は今後の調査研究に俟つことゝした

昭和十三年四月十三日

國政研究會

目次

一、總論……一頁
二、印度人の負擔……二
三、印度の國防……一三
(1)、組織……一三
(2)、國防費……二三

英國の印度經營概要

一、總論

三億五千余萬の人口を有する印度は、民族自決運動に依つて多少独立的な空氣が興き居るけれども未だ完全なる自治權すら獲得して居らない。英國の印度統治は直接統治區域と藩王國區域とに分つて行つてゐる。

直接統治區域はアジメール＝メルワラ以下十五區にて總面積一、三一八、三四六平方哩人口二八九、四九一、二四一人、藩王諸國はベロダ國以下にて總面積四九〇、三三三平方哩人口大三、三四六、五三七人合計面積一、八〇八、六七九平方哩人口三五二、八三七、七七八人（一九三一年）となる、而して印度は右の如く尨大なる面積と人口が包括されて居るばかりでなく、土地肥沃にて氣候暖く凡ゆる物資豊富にて真

に世界の宝庫であり、英國の資源の供給處である。英國人の經營また其の效を奏し國富は年々増加する、乍併印度人の大多數は被征服民として年々貧困の度を増しつゝある、支配者たる英國が搾取を敢て行ふからである、唯事實問題としては右の如くであるが、一切の統計は秘密に属し詳細を知り得ざるは遺憾である。

二、印度人の負擔

印度統治の爲めに樹立せられある統治機関は、英本國に於ては印度事務大臣及評議會であつて、印度に於ては中央行政機関は行政及支配の権を有する印度總督の下に統率されるもので、地方には行政區毎に地方總督があつて統治する、右は簡單に行政組織を

示したるに過ぎないが、要するにかゝる行政治下にあつて印度人が如何なる負担を課せられ居るかを檢討せねばならぬ。總論にも述べた如く印度は世界の宝庫としての説明は、次の如く年々約六、七億ルピースへ一三1/3ルピースが一磅）の輸出超過國なることに依つて示すことが出來る。即ちそれ等輸出品は世界が最も必要とする棉花、鉄等の原材料品である。印度はその大なる資源を以て英國の行政費を負担して居る。

印度貿易狀況（千萬ルピース、インド年鑑に依る）

	輸出入額		輸出入率		輸出入比較（十出超）
	輸出	輸入	輸出	輸入	
一九二七—二八	三一九・二	二四九・八	一〇〇・〇	一〇〇・〇	(十)六九・四
一九二八—二九	三三八・六	二六二・八	一〇六・一	一〇五・二	(十)七五・八
一九二九—三〇	三四四・六	二五八・四	一〇八・〇	一〇三・四	(十)八六・二
一九三〇—三一	三〇八・四	二〇六・〇	九六・六	八二・五	(十)一〇二・四
一九三一—三二	二六三・三	一七六・三	八二・五	七〇・六	(十)八七・〇
一九三二—三三	二三九・二	二〇三・四	七四・九	八一・四	(十)三五・八
一九三三—三四	二七五・二	一八一・七	八六・二	七二・七	(十)九三・五
一九三四—三五	二八〇・四	二一〇・〇	八七・八	八四・一	(十)七〇・四
一九三五—三六	二八二・一	二一六・四	八八・四	八六・六	(十)六五・七

過去數ヶ年間の歳入歳出を見るに次表の示す如く、大体印度統治費として計上せらるゝものは印度に対するもの、大七千万磅、英國に対するもの約三千万磅である、（以上歳出）、これを歳入の項に於て示す負担割当は、印度に於て約九千万磅、英國に於て僅かに百万磅から二百万磅である、換言すれば印度に於て約九千万磅の財源を輸出して居るがそれが全部印度國民のために使用せられず、僅かにその七〇％程度が印度のために殘されるのみで、三〇％は英本國に於て消費せられるのである、要するに毎年二、三千万磅（日本貨にして約二、三億円）が英本國へ持ち去られる、而して夫れ等の歳出を補填する歳入は種々なる形式に依つて取立てられる、中央政廳（英國及印度）に属するものでは関税、所得税、塩收入及鉄道益金が主なる財源である、地方政廳にあつては土地收入、印紙税、消費税等が主なるものである。殊に中央政廳のも

のKは藩王國の貢金の如き舊き制度まで殘存する處からして、國民が二、三重K搾取されゐることが諒解出來る。

歳入歳出（單位千磅）

歳入	印度ニテ	英國ニテ	計
一九三一年	八九、七一六	一、五一九	九一、二三五
一九三三年	九三、七五一	一、〇四七	九四、七九八
一九三四年	八八、〇二二	二、二五八	九〇、二八〇
一九三五年	八九、五七八	二、九五六	九二、五三四
一九三六年	八八、八四三	一、九〇九	九〇、七五二

歳出	印度ニテ	英國ニテ	計	印度ニ於ケル收入對印度ニ於ケル歳出率
一九三一年	七一五二九	二八、五一六	一〇〇、〇四五	七九・八
一九三三年	六六、三四三	二七、二九一	九三、六三四	七〇・八
一九三四年	六三、七五〇	二六、五三〇	九〇、二八〇	七二・四
一九三五年	六六、〇九九	二六、一六六	九二、二六五	七六・〇
一九三六年	六四、六二四	二六、〇八五	九〇、七〇九	七二・七

歳入歳出

ア、英國及印度中央政廳の歳出K當つべき歳入（一九三七―八年豫算インド年鑑K依る）

歳入 項目	金額（千ルピース）
関税及消費税	四九七、六五〇
所得税	一四三、〇〇〇
塩收税	八二、五〇〇
阿片收入	四、九五二
其他收入	九、四〇四
小計	七三七、五〇六

歳出 項目	金額（千ルピース）
歳入への直接要求	三八、三八九
製塩投資	三六
鉄道經費（豫算）	二九九、八九二
水利費	一、一三五
郵便電信費	七、九八〇
負債	一四一、二二二

鉄道益金	三〇一、三七四	行政費	一〇四、二七九
水利收入	一〇一	貸幣費	三、四〇〇
郵便電信收入	七、六九八	民事費	二八、七二三
利潤收入	七、一三五	雜費	三八、三一四
行政收入	九、一七三	國防費	四九八、三九二
貸幣益金	一〇、六四九	中央、地方調整費	三一、五九〇
民事收入	三、四七一	特殊費目	一一九
雜收入	一四、一五一	計	一、一九三、四七一
國防費	五二、二一〇	超過	七一七
中央、地方調整費	—	合計	一、一九四、一八八
特殊費目	五〇、七二〇		
計	一、一九四、一八八		

不足額	—
合計	一、一九四、一八八

備考

歳入中其他の收入には土地收入、印紙稅、森林收入、登記收入、藩王國貢金を含む

イ、地方政廳の歳入歳出（豫算）

主なる歳入		主なる歳出	
項目	金額	項目	金額
土地收入	三〇五、六五四（チルピース）	土地收入	三四、〇五九（チルピース）
印紙稅	一一八、八五六	印紙稅	二、三〇四
消費稅	一四六、三三二	消費稅	一七、四〇九
所得稅	四五七		—
森林收入	三四、三一〇	森林收入	二六、九八一
登記收入	一一、八二五	登記收入	七、一六〇
豫定稅	四、二四二	豫定稅	三四
利潤收入	一九、九六七	利潤收入	四三、〇六二

地方宮廳の受入收入	五三、三三九	俸給等市民負担	五二五、六〇〇
雜收入	四五、六六八	雜收入	八七、三三四
鉄道益金	一九九	鉄道益金	五三
治水收入	八九、一三一	治水收入	五八、六〇三
民事收入	一九、四五八	民事收入	八三、八五九
割当又は貢金	—	割当又は貢金	—
特殊項目	一〇、〇二七	特殊項目	一二二
塩收入	三五二	塩收入	二
合計	八五九、八三五	合計	八八六、五八一

ウ、中央及地方政廳主要歳入表

（單位千磅）

	一九三一―三二	一九三二―三三	一九三三―三四	一九三四―三五	一九三五―三六
土地收入	二四、七四三	二三、一四四	二二、四九七	二三、一八五	二三、〇七九
阿片收入	一、五五六	六、七四	一、一九二	五三六	四五九
塩收入	六、五三九	七、六六七	六、六八五	六、四三三	六、五七四
印紙税	八、九七八	九、六九〇	九、一八三	九、一三五	九、二五三
清賞税	一一、一四三	一一、一六八	一一、二四八	一一、一二二	一一、二七三
関税	三四、八二八	三八、九六四	三五、三七三	三八、三七七	三八、八八〇
所得税	一三、一七七	一三、五〇二	一二、八六九	一二、九七六	一二、三三六
鉄道益金	二五、二二四	二五、〇四二	二四、七九〇	二四、二九八	二四、二〇六
治水收入	五、九一四	六、四二九	六、七三八	六、五八三	六、六八六
計	一三二、一〇二	一三六、二八〇	一三〇、五七五	一三二、六四五	一三二、七四六

三、印度の國防

(1) 組織

印度に於ける軍事最高機関は印度政廳内の陸軍部であって、その長官は軍政の長官たると共に印度陸空軍を指揮する總司令官である、陸軍部は總司令部であり参謀部の外に人事、軍務及補給部がある。現總司令長官は（一九三七―八年インド年鑑）サー・ロバート・A・カッセル將軍である、指揮系統は總司令長官の下に西部、北部、東部、南部及ブルマ獨立五司令長官區あり、ブルマを除く他のものは更に其の下に在る数司令官の下に統率せられる。

次いで印度に於ける陸軍の總兵力は平時に於て約三十萬五千、海軍は艦艇合して十九隻（一九三七―八年インド年鑑に依れば）と稱せられ、その一覧表を示せば次の如くである。

印度に於ける陸軍

（一九三六年インド年鑑に依る）

	皇帝任命將校	印度人將校	英國其他の士官	總督任命印度士官	印度人其他の士官	下士官兵軍屬	兵卒	印度人隊備兵	計
(1) 戰鬪員（騎、砲、機、工、歩、通信及タンク）	三、九九三	六六	五三、九二二	三、一三。	一二一、六。八	一七七	一八、九八三	三二、九八四	二三四、八六三
(2) 軍僚（行政事務の人員を含む）	五八九	—	四五九	二三	一三五	一、三八。	五一八	—	三、一。四
(3) 軍隊訓練（各部隊に專屬）	一。七	—	一三三	一一	八四	六二	四九二	—	八八九
(4) 軍隊教育	六五	—	一六四	五二	九。	四九。	二四六	三	一、一一。
(5) 印度人軍隊附（(4)に於けるものを除きたるもの）	三九八	—	六七一	二七九	一三、六六九	一、四三九	五、八。一	四、八四六	二七、一。三
(6) 印度人砲兵隊附（(2)に於けるものを除きたるもの）	一一五	—	五六九	六	一、。八二	八七六	一九。	八五	二、九二三
(7) 醫務（(2)に於けるものを除きたるもの）	八六三	—	八、。三七	六二二	四、二六五	—	四、六九七	三、五七。	二二、。五四
(8) 獸醫（(2)に於けるものを除きたるもの）	四四	一五	四四	一一八	五四五	四八	九二	七七	九四三
(9) 補給係（(2)に含めるを除きたるもの）	二六	—	一五	八	一五。	二七三	二、六一二	—	三、。八四
(10) 雜務（戰鬪部隊を含む）	三二九。	六。	一一四	一四四	五八七	五、二四。	二、。一。	一六九	八、六五三

印度に於ける海軍

	合計	補助及地方軍（永續的）	艦種	名称	トン数	馬力
(11)	六、六五。	一二一	驅逐艦	フライブ	一、七三七・三六トン	一、七。。
〃	一四一	—	〃	クロンウィル	一、四。五	二、五。。
〃	六四、三三九	二五一	〃	ヒンヅスタン	一、一九。	二、。。。
〃	四四二一	二八	〃	ラウレンス	一、一三四・二。	一、九。。
〃	一四二、二二一	六	〃	インダス	一、一九。	二、。。。
測量艦	九、九八五	—	測量艦	インヴステゲータ	一、六二六・二五	一、一三七・六
〃	三五、六四一	—	〃	ダルホイス		
〃	四一、七三四	—	〃	パッサン		
巡羅艇	三。五、一三二	四。六	巡羅艇		六六五	三、五。。

備考

右以外に軽快なる小艇十一隻あり。

而して右の内陸軍表にても明瞭なる如く、軍隊は英國人のみでなく英國正規軍、英國航空隊、印度人軍、補助英人軍、地方土人軍、其の他藩王國軍から成立つて居るが、其の組織は極めて複雑である。

先づ英國正規軍は、英國騎兵五ヶ聯隊一聯隊には士官二十八人下士官其他五百六十七人居る、英國歩兵は四十五大隊で何れも二十八人の將校と八百六十五人の下士官其他が居る、英國砲兵は山岳地方に於ては特に印度人を馭者又は運搬者に傭つて居るが、平時にあつては次の如き編成である。

兼馬砲兵四大隊各十八ポンド砲六門を有す野砲隊は司令部及

四大隊を一旅團とするもの八、他に十八ポンド砲四門を有するもの二大隊並に四、五榴彈砲四門のもの二大隊（機械化）

印度人山砲隊四旅團

中級砲隊二旅團（一旅團は三大隊）

重砲二大隊

高射砲隊は司令部及一大隊

印度人砲兵聯隊（野砲を有する二大隊）

砲兵訓練所

英國軍隊は工兵及技術員の二部門を一括して一つの化學部隊を構成して居る、平時戦時を通じて技術方面を担當し資材の供給、改良、能率の増進等に活躍する、ヰクトリア女王部隊、ジョーヂ帝ベンガル部隊及英國ボンベイ部隊が之に屬する、英國の印度空軍は参謀、人事、工務、補給、醫務及技術の大系統に監督機関が分

れて居る、此の下に活躍する空軍勢力は次の通りである。

英國士官	二六二
操縦官	一、八八八
印度士官其他	一、〇一〇
補助員	五〇九
計	三、六六九

次いで印度人軍であるが、その正規軍に含まれるものは印度騎兵二十一聯隊、各聯隊には英國士官十四人、印度人士官十九人、印度人無任官士官四百九十二人、兵卒百九十二人居る、印度歩兵は三種あり、歩兵聯隊十九（九十八大隊）、工兵聯隊三（七大隊）、グルカ人聯隊十（二十大隊）計三十二聯隊（百二十五大隊）で、普通の場合には英國士官二十五人、印度人士官四十二人、其の他印度人七百三人、グルカ人八百九十八人から成つて居る、これに

豫備軍が附隨する私兵の如きものであるが訓練を受くる時又は召集せられる時に賃銀が支拂はれる、編成は大要左の如くである。

騎兵	二、九四〇
砲兵	二、〇四四
工兵	二、三五〇
通信兵	六二五
歩兵	二二、一二〇
グルカ兵	二、〇〇〇
鐵道兵	六五二
其他	二五五
計	三二、九八六

又獨立通信兵大隊及タンク隊がある英國兵と合同して活動する、各種通信隊は合計十四ケ大隊である、タンク隊は各二十五の軽タ

ンクを有する三ケ軽タンク大隊と十の重タンクを有する五ケ重タンク大隊とがある、補助英人軍は一九二〇年の補助軍令に依つて英國人に依つて組織せられる、それ故印度に在住するものは永續的に之に参加し訓練を受ける、種々なる科があつて騎兵、砲兵、工兵、歩兵、通信、醫務及獸醫等がそれである、地方土人軍は常設ではないが基幹部隊のみあつて時々召集を受け訓練せられ戰時には正規軍に編入せられるものである、該軍隊は州大隊、都市大隊及大學生軍の三種から成る、大學生を除く二種の軍隊は何れも六ケ年間隊附として編成せられるものである。

藩王國軍は要するに印度政府の豫算外の手兵である、三階級に分れA階級は印度正規軍と同一裝備を許され、B階級はそれ以下C階級は更にそれ以下の標準の裝備である、現在の実勢力と呼称されてゐるものとは異なるが次の通である。

兵種	豫定勢力	實勢力
砲兵	一、六一六	一、四九九
騎兵	九、二九四	八、五七四
歩兵	三八、一五八	三二、五四七
駱駝隊	四六六	四三九
機関銃隊	一八〇	九三
工兵	一、三〇一	一、〇五四
輜重兵	一、五三五	一、四四三
計	五二、五五〇	四五、六四九

印度軍隊編成

（藩王國を除きたる一九三五年のもの）

	英國正規軍	印度人軍	補助英人軍	地方土人軍
騎兵聯隊	五	二一	一〇	—
乘馬砲兵大隊	四	—	—	—
野砲大隊	四四	—	野砲及要塞隊 二一	—
Medium（砲兵）大隊	八	—		—
Pack（山砲）大隊	六	一九½	—	—
輜重隊及通信隊	—	四	四	—
歩兵大隊	四五	二四¼	—	—
工兵大隊	—	一一八	二五	二二
裝甲自動車隊	八	—	—	—
鐵道大隊	—	—	一八	—
機關銃中隊	—	—	七	—
大學生中隊	—	—	—	一一

(2) 國防費

印度の國防費は一部は英國に於て計上せられるが他は全部印度に於て賄はれるものである、最近の經費は次の表に示された如く四、五億ルピース程度であつて、一九三六—三七年度にあつては、全歳出額の大体五〇%を占めて居る。

全印度國防費

（一九三七―一八年 The Indian Year Book）

	一九三四―三五（決算）	一九三五―三六（修正豫算）	一九三六―三七（豫算）
	千ルピース	千ルピース	千ルピース
國防費（直接）	四〇二、八四五	四一五、九一七	四二八、三〇五
〃（間接）	八六、六九九	八七、二〇六	八三、七五四
移動可能費	六、八九二	二、四八九	八、二四〇
計	四九六、四二七	五〇〇、六三四	五〇三、八一九

備考

移動可能費の内には國防費として認め難きもの含む爲め計と一致せぬ千ルピース以下切捨てとす。

而して上述した印度の歳入歳出が非常に複雜であると同樣に、國防費の真相を諒解することも亦極めて困難である、特に直接費と間接費との關係は、英國本土の豫算と印度豫算との間が不明確であると同じ狀態に置かれてゐるからである。大体印度の國防豫算は印度の負担軽減の上から一定の限度が置かれることになつた、これは注意すべきことであるが、その限度は印度中央政廳のみで負担するならば全豫算の五四％以上たることを得ず、中央及地方兩政廳で負担する建前とすれば各二九％までとなつて居る。今斯くして印度に於調達せられた経費が如何にして消費せらるゝかを調査するに、一九三六―三七年の豫算について見るならば、印度に於て三億五千四百万ルピース、英國に於て一億六百万ルピース程度である、以下にその概計を掲げる。

主要項目別の印度國防費内譯

（單位千ルピース）

	一九三四——三五（決算）	一九三五——三六（修正豫算）	一九三六——三七（豫算）
印度にて消費			
A、基本軍			
(1)、直接費			
戰鬪費			
行政費			
營繕費（機材費を含む）			
士官費			
飼料、消耗品費其他			
特殊費			
醫療、保存及藥費等			
計（直接費）			
(2)、間接費			
B、補助及地方軍			
直接費			
C、英國空軍			
直接費			
間接費			
合計	三九九、七三七	四〇八、八六五	三五四、九三八
內譯 直接費	三六四、〇四九	三七三、二〇七	三一八、一八〇
內譯 間接費	三五、六八八	三五、六五八	三六、七五八
英國にて消費			
A、基本軍			
(1)、直接費			

	一九三四——三五（決算）	一九三五——三六（修正豫算）	一九三六——三七（豫算）
印度にて消費			
A、基本軍			
(1)、直接費			一四二、〇一七
戰鬪費			六五、七五八
行政費			二四、六五八
營繕費（機材費を含む）			一九、五〇八
士官費			三一、〇五〇
飼料、消耗品費其他			—
特殊費			一八、八七六
醫療、保存及藥費等			
計（直接費）			三〇一、八六七
(2)、間接費			三六、七二六
B、補助及地方軍			
直接費			六、三二一
C、英國空軍			
直接費			九、九九二
間接費			三二
合計	三九九、七三七	四〇八、八六五	三五四、九三八
內譯 直接費	三六四、〇四九	三七三、二〇七	三一八、一八〇
內譯 間接費	三五、六八八	三五、六五八	三六、七五八
英國にて消費			
A、基本軍			
(1)、直接費			

戰闘費			
行政費			
営繕費（機材費を含む）			二九、三五二
士官費			四、〇五〇
飼料、消耗品費其他			二、八一八
特殊費			一、〇三二
運搬、保存及醫療費等			四、七二〇
計（直接費）			—
(2) 間接費			九、二四八
B、英國空軍			五一、二二〇
直接費			四五、五八〇
間接費			
合計			九、四七四
			五二〇
			一〇六、七九四

直接費			六〇、六九四
間接費			四六、一〇〇
其他			五〇、三二七
累計	四八九、四五四	五〇三、一二三	五一二、〇五九
直接費	四〇二、八三五	四一五、九一七	四二八、三〇五
間接費	八六、六一九	八七、二〇六	八三、七五四

備考

前掲の全國防費合計と一致せざるは食糧飼料農作、衣服工場、運送會社等資材費が包含せらるゝ關係である。千ルピース以下切捨とする。

甲

群馬県立図書館
0706480-1